

福岡県公報

平成28年7月15日
第3809号

目次

告示 (第582号 - 第587号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 都市計画法の開発許可に係る区域指定 (都市計画課) 2
- 都市計画法の開発許可に係る区域指定 (都市計画課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 5
- 福岡県立勤労青少年文化センターの指定管理者の募集 (労働政策課) 5
- 旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の募集 (教育庁文化財保護課) 7
- 福岡県立森林公園の指定管理者の募集 (林業振興課) 8
- 福岡県緑化センターの指定管理者の募集 (林業振興課) 10
- 福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集 (自然環境課) 12
- 福岡県営都市公園の指定管理者の募集 (公園街路課) 13
- 福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者の募集 (障害者福祉課) 15

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (団体指導課) 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 17
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 17
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 18
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 21
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 22
- 落札者等の公示 (情報政策課) 22
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 22
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 22

教育委員会

- 福岡県立総合プールの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) 23
- 福岡県馬術競技場の指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) 24
- 福岡県青少年科学館の指定管理者の募集 (教育庁社会教育課) 26

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) 28
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) 28
- 県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) 28
- 政治団体の平成26年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 29

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 31

告 示

福岡県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	津和崎線	前	糸島市志摩津和崎33番1先から 糸島市新田433番1先まで	8.3 ～ 14.8	955.2
			後	糸島市志摩津和崎33番1先から 糸島市新田433番1先まで	13.1 ～ 31.0	

福岡県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉富本耶馬溪線	前	築上郡上毛町大字原井197番2先から 築上郡上毛町大字原井224番2先まで	12.0 ～ 12.9	131.0

			後	築上郡上毛町大字原井197番2先から 築上郡上毛町大字原井224番2先まで	18.4 ～ 56.4	131.0
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第584号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及びみやま市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
みやま市新開地区
- 2 指定した土地の区域
みやま市高田町北新開及び南新開の各一部

福岡県告示第585号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及びみやま市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
みやま市江浦地区

2 指定した土地の区域

みやま市高田町徳島、江浦町及び江浦の各一部

福岡県告示第586号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱462、463

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

462（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第587号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字高倉字百合野2040の11、2053の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大川2期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成28年7月15日から 平成28年8月16日まで	大川市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年7月15日から同年7月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域、筑紫野都市計画区域、宗像都市計画区域、太宰府都市計画区域、古賀都市計画区域、福岡都市計画区域、津屋崎都市計画区域、甘木都市計画区域、前原都市計画区域、二丈都市計画区域、志摩都市計画区域、那珂川都市計画区域、宇美都市計画区域、篠栗都市計画区域、須恵都市計画区域、新宮都市計画区域、久山都市計画区域及び夜須都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年7月15日から同年7月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州都市計画区域、行橋都市計画区域、豊前都市計画区域、中間都市計画区域、芦屋都市計画区域、水巻都市計画区域、岡垣都市計画区域、遠賀都市計画区域、荇田都市計画区域、豊津都市計画区域、吉富都市計画区域及び椎田都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年7月15日から同年7月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した大牟田都市計画区域、久留米都市計画区域、北野都市計画区域、三潞都市計画区域、柳川都市計画区域、八女都市計画区域、黒木都市計画区域、立花都市計画区域、筑後都市計画区域、大川都市計画区域、小郡都市計画区域、瀬高都市計画区域、大刀洗都市計画区域及び広川都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年7月15日から同年7月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した直方都市計画区域、飯塚都市計画区域、田川都市計画区域、宮田都市計画区域、山田都市計画区域、稲築都市計画区域、小竹都市計画区域、鞍手都市計画区域、桂川都市計画区域、添田都市計画区域及び川崎都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成28年6月23日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社大栄建工	築上郡上毛町大字安雲4-4	松本 勝則	平成23年5月1日 福岡県知事許可（般-23） 第67192号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
(1) 停止を命じる営業の範囲
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業
ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間
平成28年7月7日から平成28年7月20日までの14日間

4 処分の原因となった事実

有限会社大栄建工は、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名称	所在地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

- 2 予定される指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。
- 3 応募資格
次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
- ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務

- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 5 選定基準
- 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続等
- (1) 申請
- 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。
- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間
- 平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- (3) 指定管理者の指定
- 知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

平成28年8月4日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話 092-643-3587 ファクシミリ 092-643-3588

E-mail rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲6番29号

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当

でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 貴賓館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に貴賓館の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(3)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 貴賓館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が貴賓館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会

の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年8月3日（水） 午後1時00分から

イ 場所

旧福岡県公会堂貴賓館（福岡市中央区西中洲6番29号）

7 その他

県は、指定管理者と貴賓館の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁総務部文化財保護課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3874 ファクシミリ 092-643-3878

e-mail kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
福岡県立四王寺県民の森	大野城市、太宰府市及び糟屋郡宇美町
福岡県立夜須高原記念の森	朝倉郡筑前町

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行って

いないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立森林公園（以下「森林公園」という。）の運営業務

ア 施設の利用の許可

イ 利用者の整理・指導

ウ 野外研修活動等の指導（福岡県立四王寺県民の森のみ）

エ イベントの開催（木工教室等）

- (2) 森林公園の施設・設備の維持管理

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

- (3) その他

指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から森林公園の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事が森林公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げ

る書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

森林公園ごとに、下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県立四王寺県民の森	平成28年8月3日（水）午後3時30分から午後4時30分まで
福岡県立夜須高原記念の森	平成28年8月3日（水）午後1時00分から午後2時00分まで

7 その他

県は、指定管理者と森林公園の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係

電話 092-643-3548 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の運営業務

ア 施設の利用許可

イ 利用者の整理・指導

ウ 関係市町村との連絡調整

エ 緑化に関する情報の収集及び提供

オ 緑化に関する相談

カ 緑化に関する講習会等の開催による普及啓発

キ 緑化技術に関する調査・指導

ク グリーンフェスティバルの事務局

ケ その他緑化の推進を図るために必要な業務

(2) 施設・設備の維持管理業務

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

(3) その他

ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

イ 緑化センター運営委員会の事務局

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、

日、祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) を参照のこと。

ア 日時

平成28年8月3日(水) 午前10時00分から午前11時00分まで

イ 場所

福岡県緑化センター(久留米市田主丸町益生田1125番地)

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係

電話 092-643-3548 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件(グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件)を全

て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理申請書(以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県平尾台自然観察センター(以下「センター」という。)の利用管理に関する業務

- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
 (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
 イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
 ウ 団体の財務状況に関する書類
 エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、

日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年8月18日（木）午前10時00分から

イ 場所

福岡県平尾台自然観察センター（北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然公園係

電話 092-643-3369 ファクシミリ 092-643-3357

E-mail shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
東公園	福岡市博多区東公園
西公園及び大濠公園 (大濠公園能楽堂を除く。)	福岡市中央区西公園及び大濠公園
名島運動公園	福岡市東区名島二丁目
天神中央公園 (旧福岡県公会堂貴賓館を除く。)	福岡市中央区天神一丁目及び西中洲
春日公園	春日市原町三丁目

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、同一施設における単独応募又は他のグループでの応募を

行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の(1)から(8)までに掲げるものとする。ただし、東公園及び天神中央公園にあっては、有料施設が存在しないことから、(1)並びに、(4)及び(5)のうち有料施設に係る部分を除く。

- (1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収
- (2) 施設利用者への指示
- (3) 行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用の承認の取消し
- (5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用の承認及び行為の許可の取消し等
- (6) 行為の許可に伴う使用料の徴収
- (7) 諸施設の維持及び保守に関する業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
東公園	平成28年8月2日（火）午前10時00分から
天神中央公園	平成28年8月3日（水）午前10時00分から
名島運動公園	平成28年8月4日（木）午後2時00分から
春日公園	平成28年8月5日（金）午後2時00分から
西公園及び大濠公園	平成28年8月8日（月）午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費に

ついては、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752

E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園	大野城市曙町二丁目4番18号

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

4 指定管理者が行う業務

(1) 障害者の職業能力及び社会適応力の回復に必要な訓練並びに支援の実施に関する業務

(2) 福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園（以下「ホーム」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からホームの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、ホームを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、ホームの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がホームの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで、（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年8月3日（水） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園（大野城市曙町二丁目4番18号）

7 その他

県は、指定管理者とホームの管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定める。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障害者福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）

電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304

E-mail shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

農業協同組合等の行なう報告等の手続に関する規則の全部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成28年7月5日から平成28年8月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農林水産部団体指導課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原西一丁目25番47、62番1及び62番3から62番18まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

放置駐車違反処理システム機器等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年8月1日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
放置駐車違反処理システム機器等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成28年8月25日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2236
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成28年7月15日（金曜日）から平成28年8月24日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 提出期限
平成28年8月25日（木曜日）午後5時45分
(3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成28年8月26日（金曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for computers and other devices that are going to be used for a system dealing with parking violations or such violations as leaving vehicles without a driver in No-Stopping/No-Standing/No-Parking areas

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on August 25, 2016

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ飯塚店

(2) 所在地 飯塚市秋松字古川67-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

開発行為許可申請に基づき開発を行うこと。（土木管理課）

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

開発行為許可申請に基づき開発を行うこと。（土木管理課）

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因となることがないように施工し、民地や道路等に土砂の流出が発生した際には迅速に対応すること。（防災安全課）

イ 開発行為許可申請の際に消防砂利を確保すること。（防災安全課）

ウ 店舗駐車場への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行い、周辺地域での防犯・非行防止対策としての協力を行うこと。（防災安全課）

(5) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法等に遵守すること。（環境整備課）

イ 騒音規制法、振動規制法等の規定に基づく特定建設作業を実施する場合は事前に市役所への届出が必要になる。（環境整備課）

(6) 廃棄物に係る事項等

ア 一般廃棄物の1回の排出量が事業系ごみ袋で5袋を超える場合は、穂波地区の収集運搬許可業者（（有）藤本組）と直接契約が必要になるため、事前に確認すること。（環境対策課）

イ ゴミ処理施設は飯塚クリーンセンターではなく、桂苑となるため留意すること。（環境対策課）

(7) 街並みづくり等への配慮等

福岡県の開発許可条件のもと開発行為をすすめること。（都市計画課）

(8) その他

ア 照明設備については周囲農地農作物に影響がないこと。（農林振興課）

イ 雨水及び施工時の排水について農業水路への放流になると思われるため地元農区への説明・協議をお願いします。（農業土木課）

ウ 農業用施設の占有、自主施工、用地交換、農道付替、払下げ等について、地元

への説明・協議を十分に行うこと。また変更等が生じた場合には、事前の打合せ及び変更申請書の手続きをお願いします。（農業土木課）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス大木店
- (2) 所在地 三潴郡大木町大字上八院1732番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

金属製廃棄物やプラスチック製廃棄物等の自主回収をするなど、ごみの減量化に努めること。また、循環型社会形成の一環として、レジ袋の削減対策に取り組むこと。

(2) 廃棄物に係る事項等

事業所から排出される生ごみを含む資源物については、大木町の条例に基づいた適正な分別を徹底するとともに、資源化に努めること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る調達役務の名称

福岡県自治体情報セキュリティクラウド整備業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
ネットワンシステムズ株式会社

- (2) 住所
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

419,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年5月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大川東部第2土地改良区	平成28年7月6日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社椎野建材店

(2) 所在地

北九州市小倉南区中貫一丁目18番7号

(3) 代表者

代表取締役 椎野 信之

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年6月29日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

教育委員会

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立総合プール（以下「プール」という。）の利用の許可に関する業務
(2) プールの利用料金の徴収に関する業務
(3) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務
(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
(2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
(4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年8月2日（火） 午前10時00分から

イ 場所

福岡県立総合プール（福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とプールの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年7月15日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 馬術場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出す

ること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年8月5日（金） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県馬術競技場（古賀市筵内564番地）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者と馬術場の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年7月15日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地

2 予定される指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成28年7月15日（金）から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成28年9月12日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成28年7月29日（金）午後3時00分から午後5時45分まで

イ 場所

福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713番地）

7 その他

県は、指定管理者と科学館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育企画部社会教育課総務班（行政棟北棟4階）

電話（092）643-3886 ファクシミリ（092）643-3889

電子メール ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成28年6月21日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,814

福岡県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成28年6月21日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

630,088

福岡県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年6月21日における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年7月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,066
北九州市小倉北区	50,719
北九州市小倉南区	59,148
北九州市若松区	23,569
北九州市八幡東区	19,810
北九州市八幡西区	71,396
北九州市戸畑区	16,707
福岡市東区	80,692
福岡市博多区	61,619
福岡市中央区	51,537
福岡市南区	70,079
福岡市城南区	34,144
福岡市早良区	58,699
福岡市西区	54,703
大牟田市	34,086
久留米市	83,917
直方市	16,091
飯塚市・嘉穂郡	40,292
田川市	13,739
柳川市	19,321
八女市・八女郡	24,191
筑後市	13,407
大川市・三潞郡	14,147
行橋市	20,169
中間市	12,391
小郡市・三井郡	20,413
筑紫野市	28,065

春日市	30,322
大野城市	26,868
宗像市	26,850
太宰府市	19,672
古賀市	16,035
福津市	16,713
うきは市	8,669
宮若市・鞍手郡	15,194
嘉麻市	11,493
朝倉市・朝倉郡	24,398
みやま市	11,175
糸島市	27,703
筑紫郡	13,340
糟屋郡	60,497
遠賀郡	26,678
田川郡	23,103
京都郡	15,780
築上郡・豊前市	16,972

福岡県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成26年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成27年11月福岡県選挙管理委員会告示第131号）の一部を、次のとおり改める。

平成28年7月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成26年分収支報告書の要旨中、正宝会の項を次のとおり改める。

26 正宝

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号及び第1号

公職の候補者の氏名	河野 正美
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	河野 正美
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院4区
報告年月日	27.05.28
1 収入総額	11,217,922
前年繰越額	3,087,895
本年收入額	8,130,027
2 支出総額	10,610,150
3 本年收入の内訳	
寄附	3,158,962
個人分	158,962
政治団体分	3,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	4,470,630
河野正美君を励ます会	4,400,630
その他の開催事業（新春のつどい）	70,000
借入金	500,000
河野 正美	500,000
その他の収入	435
一件十万円未満のもの	435
4 支出の内訳	
経常経費	3,224,731
人件費	1,613,481
光熱水費	101,209
備品・消耗品費	328,781
事務所費	1,181,260
政治活動費	7,385,419
組織活動費	2,017,734
機関紙誌の発行その他の事業費	2,367,685

宣伝事業費	361,740		寄附	21,900,000	
政治資金パーティー開催事業費	2,005,945		政治団体分	21,900,000	
寄附・交付金	3,000,000		機関紙誌の発行その他の事業による収入	18,179,000	
5 寄附の内訳			山本幸三と語る青年経済人との会費	35,000	
〔個人分〕			山本幸三による郵政研究会勉強会会費	50,000	
河野 正美	158,962	福岡市中央区	JCOBによる山本幸三を囲む会会費	18,000	
〔政治団体分〕			山本幸三を囲んでの港湾関係勉強会会費	120,000	
日本維新の会国会議員団本部	2,000,000	東京都千代田区	福岡県第10区支部合同会議会費	56,000	
維新の党	1,000,000	大阪府大阪市中央区	山本幸三君を財務大臣にする会	5,900,000	
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			山本幸三君を励ます会	12,000,000	
河野正美君を励ます会			その他の収入	1,000,187	
〔団体からの対価の支払〕			返済金	1,000,000	
医療法人済世会	1,500,000	糟屋郡篠栗町	一件十万円未満のもの	187	
7 資産等の内訳			4 支出の内訳		
〔出資による権利〕			経常経費	13,964,022	
高速情報共同組合	10,000	25.10.08	人件費	4,180,000	
〔借入金〕			備品・消耗品費	6,225,179	
河野 正美	10,700,000		事務所費	3,558,843	
平成26年分収支報告書の要旨中、山本幸三後援会の項を次のとおり改める。			政治活動費	26,861,050	
41 山本幸三後援会			組織活動費	5,715,768	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号		機関紙誌の発行その他の事業費	7,282,072	
公職の候補者の氏名	山本 幸三		宣伝事業費	600,544	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員		政治資金パーティー開催事業費	6,681,528	
報告年月日	27.05.15		調査研究費	151,120	
1 収入総額	50,462,539		寄附・交付金	10,700,000	
前年繰越額	9,383,352		その他の経費	3,012,090	
本年収入額	41,079,187		5 寄附の内訳		
2 支出総額	40,825,072		〔政治団体分〕		
3 本年収入の内訳			自由民主党福岡県第十選挙区支部	10,000,000	北九州市小倉北区

田川山幸会	100,000	北九州市小倉北区
豊山会	600,000	北九州市小倉北区
日本医療福祉協議連盟	7,200,000	千葉県千葉市美浜区
宏池政策研究会	4,000,000	東京都千代田区
6 特定パーティーの概要		
山本幸三君を励ます会	12,000,000 600	人北九州市小倉北区
7 資産等の内訳		
〔貸付金〕		
山本 幸三	3,000,000	

監査委員

監査公表第18号

平成28年5月9日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月15日

福岡県監査委員	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

住民監査請求に係る監査結果

平成28年7月4日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人 (略)

(2) 提出年月日 平成28年5月9日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

平成27年9月2日から平成28年1月29日までの期間で実施された3次元CAD科の公共職業訓練については、募集案内の内容に反し、実施されなかった科目及び時間や内容が守られなかった科目があり、この訓練を受託した業者（以下「本件受託業者」という。）には、県に対する契約の不履行がある。

県は、本件受託業者に対し、当該不履行に係る委託費の支払の中止又は支払った委託費の返還請求をせよ。

(2) 事実証明書

ア 「公共職業訓練で受講生の意見・確認」

イ 「公共職業訓練で募集時のチラシ」

ウ 「職業訓練受講指示書」

エ 「同序の回答書及び講座実行表」

オ 「同上の意見書」

カ 「講座実行表の確認表」

キ 「講義内容外の計算表」

ク 「厚生労働省のホームページ資料」

第2 監査委員の辞退

監査委員山下芳郎から、監査の客観性及び公平性の確保のため本件監査を辞退する旨の申出があり、同委員は監査を執行していない。

第3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年5月9日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件の職業訓練（以下「本件訓練」という。）の委託契約（以下「本件契約」とい

う。)に係る公金の支出に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(以下「職業能力開発課」という。)及び福岡県福祉労働部福岡県立久留米高等技術専門学校(以下「久留米高等技術専門学校」という。)を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月30日に請求人に対し陳述の機会を設けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

(1) 陳述の概要

請求人からは請求書記載事項の補足として、住民監査請求に至る経緯のほか、以下の内容の陳述があった。

設備図面の作成とプレゼン動画作成については未受講である。

Word・Excelの授業は、3次元CAD科には必要ない。予定になかったこれらの授業が三十数時間行われた。

「自分の目標での自主授業」が多く行われたが、3次元CADではない目標を立てている人は、それをやれるということになるので、これは、意味のない授業である。

3次元CAD知識、CAD利用技術対策(専門学科なのに内容は実技であった。)、2次元CAD演習、3次元CAD演習、CADデータ活用等時間が全然足りていない。公共職業訓練の終了とは、募集時の教科の科目、時間、教科の内容と総時間を消化することであるが、全然時間が足りないし、内容も全部変更されているし、未受講もあるので終わっていない。

本件受託業者及び職業能力開発課は、プレゼン動画とは、「やさしく学ぶSketchUp」のことであるというが、これは、プレゼンテーションとは全然違う内容である。

訓練受講者は就職しようと思って3次元CAD科を受講するのであるから、実技の時間を多くとるべきであるが、3次元CADとしての実技は2日半ぐらいしか行われていない。また、実技のためのテキストもなく、悪質である。

3次元CADのある部分では8GBを要するのに、使用したパソコンのメモリーは4GBしかない。

(2) 陳述の際、請求人が証拠として提出したもの

ア 「H28. 4. 14 16:00～ 久留米高等技術専門学校にて」 (CD)

内容：請求人と本件受託業者及び久留米高等技術専門学校の職員とのやりとり

イ 「H28. 4. 20 15:30～ 県庁会議室にて」 (CD)

内容：請求人と職業能力開発課の職員とのやりとり

4 監査対象機関の陳述

平成28年5月30日に監査対象機関からの陳述の聴取を行い、以下の内容の陳述があった。その際、請求人の立会いを認めた。

(1) 公共職業訓練として行う委託訓練の委託先の選定について

委託訓練は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業訓練として実施しており、短期間で資格取得でき、就職に結びつきやすい分野の訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施している。

委託先は、企画提案により職業能力開発課が選定しており、審査に当たっては、外部の委員を入れた評価委員会、訓練内容や就職支援の内容、訓練設備、訓練施設の立地条件等様々な角度から十分に審査を実施している。

新規の事業者については、訓練実施施設の現地調査を行い、訓練施設、設備等をチェックするなど確実に訓練が実施できる事業者であるかを確認した上で、委託事業者に選定している。

(2) 本件訓練の概要について

本件訓練は、募集案内にあるように2次元CAD、3次元CADの基本操作と知識を習得するため、これらに係る普通学科、専門学科及び実技で構成され、その訓練総時間は558時間である。これらについては、本件受託業者から提出させた講座実行表に基づき、職業能力開発課と久留米高等技術専門校の担当職員が本件受託業者のもとに出向いて講師のテキスト、講師の個人手帳等と突き合わせ、これらの訓練が講座実行表どおり実施されたことは確認済みである。

(3) Word・Excelに関する講義の必要性について

請求人は、監査委員に対する4月22日付の文書（上記第1の2の(2)のオ）の中で「3次元CAD科はレベルの高い講義なので、パソコンを使用できなければ受講しない事」と主張し、Word及びExcelの講義については必要ないと指摘しているが、ハローワークのあっせんで行われる委託訓練では様々なレベルの求職者がいる。

このため、CAD製図においては、図面への文字入力や表の貼り付けといった知識が求められ、実際の試験においても文字入力に時間がかかりすぎて不合格となるケースもあり、また、就職に当たっては、CAD図面を引けるだけでなく、Word、Excel等一定のパソコン技能を習得する必要があるとの理由から、当該講義の必要性については合理性がある。

CADデータ活用でExcelの講義を行ったことも同じ理由から必要性があると認められる。

なお、3次元CAD科の職業訓練を行っている戸畑高等技術専門校及び他の受託業者（久留米地区職業訓練協会）でも、実技としてWord・Excelに関する講義は実施されている。

(4) 過去問による「自主授業」が多いという指摘について

請求人は、半日単位で25日間、1日単位で17日間で過去問（過去の出題例）による「自主授業」に充てられたと主張している。

しかしながら、請求人の指摘する日を担当した講師にも確認したところ、講師が3次元CADの資格試験の過去の出題例をいくつか訓練受託業者に課題として与え、一定の時間をかけて解答を作成させ、この間に講師が個別に手順や助言を与える方法で講義を行っており、講師が過去の出題例だけを与えて部屋を空けるようなことはなかったということだった。

(5) 「未実施」分の講義について

請求人は、本件請求の中で、実技のうち2次元CAD演習「設備図面の作成」及び3次元CAD演習「プレゼン動画の作成」と、専門学科のうちCAD利用技術対策「CAD利用技術者の用語」、「3次元実用化の事例」及び「CAD利用技術者の知識習得の評価」は未実施であると指摘している。

これらについては、本件受託業者が提出した講座実行表に基づき、上記(2)に記載している突き合わせ調査を行い、本件受託業者からも再度、講義が実施されたことを確認している。

ただ、その際、本件受託業者からは、いくつかの項目をまとめて講義したため、請求人の指摘する項目がもれていたように理解されたかもしれないとの意見があった。

(6) 本件訓練の効果について

募集案内に記載されている「3次元CAD利用技術者2級」の資格は、訓練受講者14名（就職による中途退所者1名を含む。）のうち13名が合格しており、また、8名（就職による中途退所者1名を含む。）が、訓練終了後3か月以内に就職していることから、本件訓練は早期の就職に大いに効果があったと考えている。

また、久留米高等技術専門学校が実施した訓練生の満足度アンケート結果からも、「訓練の内容・レベルは期待どおりである」と回答した者が13人中10人と77%を占めており、多くの者の本件訓練に対する評価は肯定的であった。

(7) 本件契約とその支出について

請求人は、本件受託業者が募集案内の内容どおりに実施していない科目・時間・内容があり、県との契約不履行であるから、これに係る支出の返還等を主張している。

県は、本件受託業者と平成27年9月2日に3次元CAD科の職業訓練を主たる内容とする契約を締結している。

同年12月1日と平成28年1月29日に本件受託業者から県へ訓練が完了した旨の報告書が提出されたため、その都度、県はこれを履行確認し、国の委託訓練実施要領（平成13年12月3日付け能発第519号厚生労働省職業能力開発局長通知）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の規定に則り、平成27年12月25日に221万4千円、平成28年2月24日に135万3千円を支出している。

また、これまで述べたとおり県の指導で提出させた講座実行表を検証しても、本件受託業者の契約の不履行に相当するものはなかったことを確認した。

よって、本件に係る公金の支出は適正であると考えている。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

平成28年6月6日に監査対象機関の陳述に対する意見書及びその関連資料が請求人から提出され、意見の概要は以下のとおりであった。

(1) Word・Excelに関する講義の必要性について

資格試験の文字入力に時間がかかるという説明があったが、建築CAD2級・3級とCADトレース初級の図面については、寸法線と寸法数字は起点・終点をクリックしたから自動で記入できる。記入が必要なものは、室名、タイトル、受験番号、名前等、簡単なものであり、僅かである。

(2) 過去問による「自主授業」について

ある講師は、自分の目標で自主授業をしてくださいと言って講師席にいたるだけで、3次元CADのことを聴いても、分からないというばかりだった。

6 監査対象機関に対する監査

(1) 職業能力開発課に対する監査

職業能力開発課の職員に対し、平成28年6月1日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(2) 久留米高等技術専門学校に対する監査

久留米高等技術専門校の職員に対し、平成28年6月3日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人の主張、監査対象機関に対する関係書類の調査及び聴取調査により、以下の事実を確認した。

(1) 公共職業訓練の委託訓練について

厚生労働省は、職業能力開発促進法に基づき、職業に必要な労働者（事業主に雇用される者及び求職者をいう。以下同じ。）の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図ること等を目的として、労働者を対象とした職業訓練を実施している。

そして、同省は、職業を転換しようとする労働者に対して迅速かつ効果的な公共職業訓練を実施するために、離職者等再就職訓練事業（以下「離職者事業」という。）を都道府県に委託して実施している。

本件訓練は、このようにして同省から福岡県が委託を受けた離職者事業の一環として実施されたものである。

同省は、委託した訓練が都道府県において適切に実施されるよう、離職者等再就職訓練事業委託要綱（平成23年4月1日付け能発0401第18号厚生労働省職業能力開発局長通知）及び委託訓練実施要領（以下「要綱等」という。）を定めている。

要綱等では、都道府県は、都道府県の設置する職業能力開発校等の施設（以下「能開施設」という。）が実施主体となり、委託された訓練を専門学校等の民間教育訓練機関等（以下「再委託機関」という。）に再委託して離職者等に対する訓練を実施することができるとされており、これに基づき、本件訓練は、県が本件受託業者に委託して実施されている。

また、要綱等において、都道府県が再委託機関に支払う委託費については、受講生1人当たりの月額単価、受講者数、訓練期間の月数等によって算定すること（このうち月額単価については、定められた上限額の範囲内とすること）、能開施設の長は、毎月及び訓練終了後、受講生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めると等が定められている。

(2) 本件契約の委託先の選定について

本件契約の委託先の選定に当たっては、企画競争が実施されている。選定の審査は、外部の委員を含む職業能力開発課内の評価委員会において行われており、訓練内容のほか、施設・設備、指導体制、交通の利便性、運営体制、就職支援体制、職業訓練の実績といった点についての評価が行われた上で、本件受託業者が選定されている。

(3) 本件契約における委託業務について

本件契約について作成された「職業訓練の委託に関する契約書」（以下「本件契約書」という。）によると、本件契約における委託業務は、本件契約書の別紙「委託訓練実施計画書」（以下「本件訓練計画」という。）に記載された事項を内容とする3次元CAD科の職業訓練の業務並びに本件契約書別記1に記載された就職支援の業務及び職業訓練の実施に伴う業務である。

本件訓練計画によると、本件訓練の目的については、「2次元CADシステムを利用する上でのコンピュータ関連の知識や製図の知識、図形の知識を基本的かつ広く習得する。さらに3次元CADシステムのオペレーション技能や作図時間の速さ、正確さを習得すると共に、3次元CADの概念・機能とモデリング手法・データ管理・運用、及び実務でのコミュニケーション力を身に着ける。また、再就職に向けて、ビジネスマナーや社会人の常識を学ぶと共に、履歴書・職務経歴書の書き方や面接の受け方を習熟し、早期の再就職を実現する。」とされている。

また、訓練内容については、「2次元CAD・3次元CAD全般に対する用語認識のため、CAD用語解説一覧の印刷資料・デジタルデータオリジナル教材等で習得する。ネットワークや情報セキュリティや知的財産まで広範囲のコンピュータ知識と図形分野での基本図形の性質を理解し幾何的な計算ができるように学習する。製図分野では、JISにもとづく標準製図法の知識を学習し図面を製作するために必要な知識を習得する。CADの基本操作から、3次元の部品・組立・図面・解析を体験し、3Dプリンタの操作を体験し、試作品の出力経験も行い実践・実務に即した内容で即戦力を目指す。就職支援講座を通じて、職業理解・自己理解を深め、高い職業意識を持ち続ける。」とされている。

さらに、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表には、教科の科目として、2次元CAD知識、3次元CAD知識、CAD利用技術対策、2次元CAD演習、3次元CAD演習、CADデータ活用等が記載されており、それぞれの科目ごとに、訓練時間及びコースの内容が記載されている。なお、この訓練時間については、本件契約に係る企画競争説明会において45分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間として算定して差し支えない旨の説明がなされており、同表に記載された訓練時間は、これを前提とするものである。

(4) 本件契約における委託料について

本件契約書によると、本件契約の委託料については、「訓練受講者1人1ヶ月当たり54,000円（消費税が課税事業者の場合 うち取引に係る消費税及び地方消費税 4,000円）。ただし、1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあつては、上記の価格を訓練時間の割合で按分する。なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなす。」とされている。そして、「受講者が、訓練

開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の訓練開始日に応答する日の前日までの区切られた各々の期間において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該1ヶ月間における委託費は支払わないものとする。ただし、3ヶ月を単位として支払いを行う場合においては、当該3ヶ月（受講者が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対してはこの限りではない。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。」とされている。

また、訓練受講者が訓練期間中における就職により中途退所した場合には、委託料の額は、訓練の開始日又はそれに応答する日を起算日として1か月ごとに算定し、その支払対象月について、訓練が行われた日が16日以上又は訓練時間が96時間以上いずれにも該当しない場合は、訓練すべき日数を分母とし、訓練を行った日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払う額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）とされている。

(5) 監査対象機関における支出の状況について

本件の委託料の支出については、本件受託業者から知事及び久留米高等技術専門学校あてに平成27年12月1日付け「委託訓練実施結果報告書」が提出され、県において、同年9月2日から同年12月1日までの期間における訓練の実施結果の内容に相違がないことの確認がされた上で本件受託業者に合格が通知され、本件受託業者から提出された同月2日付け請求書に基づき、同月25日に、これに係る支払いがなされている。

また、同様に、平成28年1月29日付け「委託訓練実施結果報告書」により報告された平成27年12月2日から平成28年1月29日までの訓練について、報告内容の確認がなされた上で、同月30日付け請求書に基づき、同年2月24日に、これに係る支払いがなされている。

(6) 「講座実行表」と「教科の細目」における訓練時間について

請求人が事実証明書として提出した上記第1の2の(2)のエの「講座実行表」は、本件受託業者が作成し、県に提出したものである。

同表には、「1限目：09:30～10:20 2限目：10:30～11:20 3限目：11:30～12:30 昼休み：12:30～13:30 4限目：13:30～14:20 5限目：14:30～15:20 6限目：15:30～16:30」と記載されており、1限目、2限目、4限目及び5限目については、それぞれ50分間である。

上記(3)に記載している訓練時間の算定によると、50分は1時間とみることができると、各科目の訓練時間は、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表に記載された時間どおりであると認められる。

(7) 本件訓練に係るアンケートについて

本件訓練においては、訓練期間中、本件受託業者により訓練受講者に対し、指導の参考にする目的で4度のアンケートが実施されている。

平成27年9月4日には、訓練中に習得したい技能・能力や訓練中に取得したい資格等について、同年10月26日には、建築CAD受験の感想や次に取得を目指す資格等について、同年12月14日には、学習のスケジュール等について、平成28年1月4日に

は、これまでの訓練内容の習熟度や気づいた点・困っている点、現在の希望職種等について、それぞれ質問したものである。

なお、平成27年9月4日及び平成28年1月4日に実施されたアンケートについては、これらに基づく個人面談も実施されている。

また、同月8日に、久留米高等技術専門学校による「訓練生アンケート」が本件受託業者を通じて実施されており、「訓練等について」の質問の結果は次の表のとおりである。

		そう思う	やや思う	あまり思わない	思わない
(1)	訓練の内容・レベルは期待どおりである	4	6	3	
(2)	訓練の期間は適切である	5	5	2	1
(3)	訓練の内容は十分理解できている	5	4	4	
(4)	教科書及び教材（ソフトウェアを含む）は適切である	7	6		
(5)	実習設備および機器は適切である	9	4		
(6)	就職相談等の就職支援は役に立った	7	4	2	
(7)	訓練について、全体として満足している	5	7	1	
(8)	関連する仕事に就く自信が持てるようになった	3	9	1	

(8) 本件訓練に係る出席の状況について

本件受託業者から知事及び久留米高等技術専門学校あてに提出された「委託訓練実施結果報告書」（平成27年12月1日付け及び平成28年1月29日付けのもの）によると、本件訓練の期間を通じた各訓練受講者の出席率（訓練が行われた時間に対する訓練を受けた時間の率）は、84%から100%までの範囲内にある。

2 判断

上記のとおり確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件訓練に係る本件受託業者の義務について

本件訓練は、福岡県が厚生労働省から委託を受けた職業訓練を民間教育訓練機関に再委託して実施されたものである。

委託先の選定については、上記1の(1)の厚生労働省の要綱等の定めるところに従い、同(2)に記載しているとおり、職業能力開発課程が委託訓練に係る企画競争を実施して本件受託業者が選定されており、その選定の過程においては、外部の委員を含む評価委員会、信頼して訓練を委ねるに足る者であるか否かについて、訓練の内容や施設・設備、指導体制、就職支援体制、職業訓練の実績等様々な角度からの審査が実施されている。

このようにして選定された本件受託業者は、本件契約により、本件訓練計画に従って請求人らに訓練をするという役務を提供する義務を負うものであり、訓練については、本件訓練計画に定められた内容を実施すれば足り、具体的にどのような教材、方法等により訓練を実施するかについては、本件受託業者の裁量に委ねられている。

(2) 職業訓練に係る債務不履行について

請求人は、本件受託業者には職業訓練に係る債務不履行がある旨を主張している。

そこで、本件受託業者が請求人らに対して実施した訓練についてみると、次のとおり認められる。

上記1の(6)に記載しているとおり、請求人が事実証明書として提出した上記第1の2の(2)のエの「講座実行表」によると、各科目については、本件訓練計画に掲げられている「教科の細目」の表に記載された訓練時間どおりに実施されていることが認められる。

また、訓練の内容等について、職業能力開発課は、上記第4の4に記載しているとおり、本件訓練においてWordやExcelに関する講義が行われたことについて、CAD製図においては、図面への文字入力や表の貼り付けといった知識が求められ、実際の試験においても文字入力に時間がかかりすぎて不合格となるケースもあることから、これらの講義は必要であるなどの陳述を行っているが、これらの陳述内容については、特段の不合理はなく、訓練の内容は裁量の範囲内で行われたものと認められる。

上記1の(7)に記載しているとおり、本件受託業者は、訓練受講者に対し、訓練期間中に4度のアンケートを実施して、訓練受講者の希望や目標、資格試験受験の感想、習熟度等を確認し、個人面談も行うなど、訓練受講者の意向や要望等に配慮しながら訓練を実施していることが認められる。

上記1の(8)に記載しているとおり、訓練受講者の全員が訓練の行われた時間の8割以上を受講している。

また、上記1の(7)に記載しているとおり、久留米高等技術専門校による「訓練生アンケート」の結果からは、「訓練の内容・レベルは期待どおりである」と答えた者は、「そう思う」と「ややそう思う」との合計で10人と約77%を占めているなど、訓練に対する評価は概ね肯定的であると認められる。

以上のとおり、本件受託業者が本件契約に基づいて請求人らに対して実施した訓練は、本件受託業者が負担する債務の本旨に従ったものということができることから、本件受託業者に職業訓練に係る債務不履行があったものと認めることはできない。

(3) 財務会計上の行為について

本件契約に係る支出負担行為及び支出命令の事務手続については、福岡県財務規則等関係法令を遵守して適正に執行されている。

以上のことから、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。